

第1 方針策定の目的等

(1) 方針策定の目的

本府は、早い時期から都市基盤施設（インフラ）をはじめとする公共施設等の整備を行ってきた。中でも、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された道路、河川、港湾、海岸、公園、下水道など多くの都市基盤施設（インフラ）は、今後、一斉に老朽化を迎える。また、建物についても同様に、今後10年間で築後50年を経過するものが全体の約4割を占めるなど、これから一斉に建替時期を迎えることとなる。

平成24年12月には、山梨県にある中央自動車道笛子トンネルにおいて天井板が落下する事故が発生し、多くの死傷者が出る大惨事となった。老朽化するインフラなどの公共施設等の日常の管理を怠れば、人命に関わる事故が発生する危険性があり、その安全性を確保することが喫緊の課題となっている。

本府においても、公共施設等の点検、修繕、改修などの保全については、施設に不具合が発生してから修繕等の対応を行う傾向にあり、不具合を未然に防止するという観点から、計画的に保全することが十分にできていない。事故を未然に防止し、老朽化していく施設等を府民が安全・安心に利用するために、その点検や修繕、改修、建替えの進め方を見直す必要がある。

また、本府の人口は、今後急速に減少していくこととなり、3大都市（東京都・愛知県）の中でも、最も早く人口減少を迎えると見込まれる。加えて、年少人口・生産年齢人口の減少及び高齢者人口の急激な増加という人口構成の変化が生じ、様々な方面に大きな影響を及ぼすと考えられている。今後、人口の減少や構成の変化により、公共施設等の利用需要も変化することが予想されることから、その計画的な改修や利用需要に応じた有効活用を図る必要がある。

これまで本府では、公共施設等の財産管理については、「保有から有効活用へ」の視点で、低・未利用財産の有効活用に積極的に取組み、事業予定地の民間貸付を進める一方、本府の施策推進上将来的にも不要となった財産は、地元市町村などでの公的利用を優先しつつ、民間等へ売却することにより、財産の活性化と適正規模の実現に努めてきた。

今後は、老朽化対策を中心に据え、現在府民等の利用に供している公共施設等をいかに「長期に賢く使う」かという視点で、財産管理していく必要がある。

このように、今後、老朽化対策としての建設投資額は増大する要素があるものの、当面の本府の財政は依然厳しい状況にある。限られた財源の中で、公共施設等の管理に関する様々な課題に対応するには、利用者である府民の安全・安心を最優先に確保しながら、中長期を見通したうえで投資すべき事業の重点化を図っていく必要がある。

この取組みを着実に実行するため、先行して取組んでいるインフラや府営住宅と併せ、その他の公共施設等についても、行政サービスの向上に努めながらできる限り少ない経費で最適な経営管理を行う、いわゆるファシリティマネジメントを推進し、これを本府全体で統一的、効率的に実施することを目的として、その基本方針を定めるものとする。

なお、これらの取組みは、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の観点も踏まえ、推進していく。

（2）方針の位置づけ

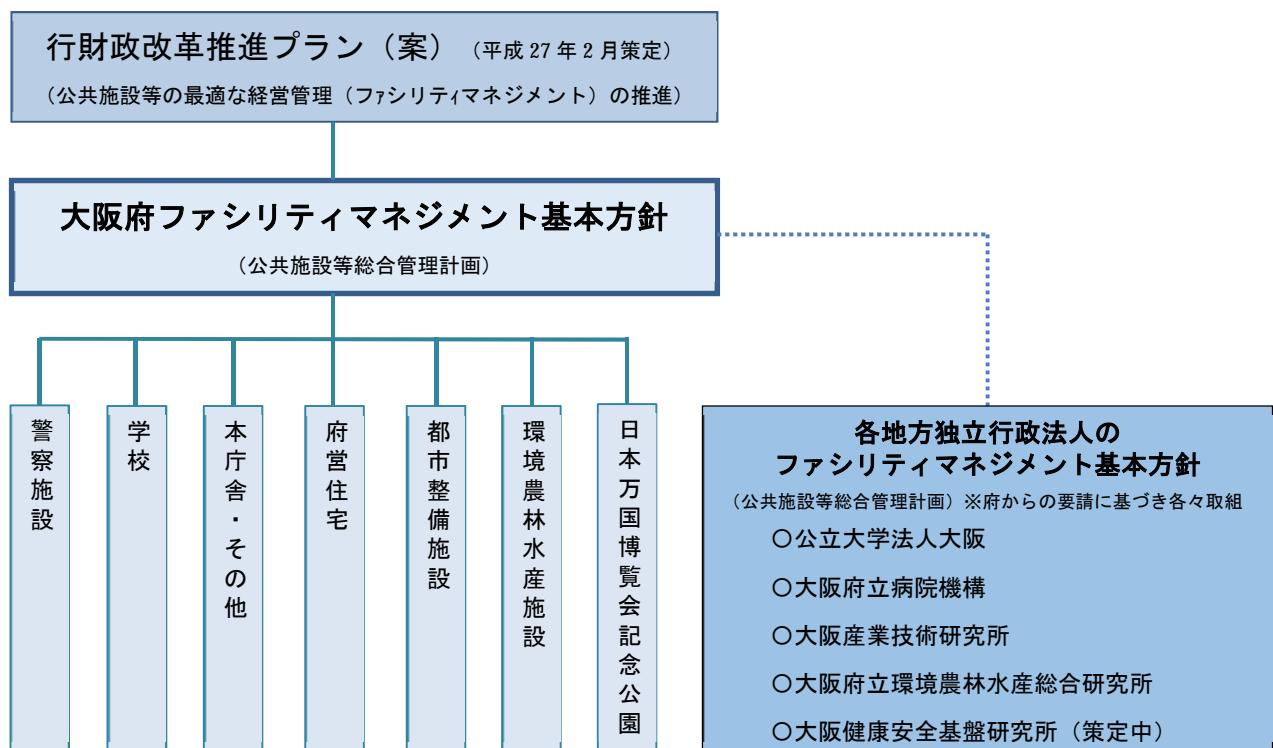
本方針は、「行財政改革推進プラン（案）」（平成27年2月策定）の「4.（1）②ストックの活用」の具体的取組として掲げた「『ファシリティマネジメント基本方針』（仮称）の策定」を実現したものであり、平成26年4月22日付けで総務省から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」と位置づける。

また、本庁舎・その他については、「個別施設計画」を策定するとともに、府営住宅、警察施設、学校など施設類型別に、本方針を踏まえた施設毎の具体的な方針を定めた、「施設類型別計画」を「個別施設計画」と位置づける。*

（※「参考資料編P41」を参照）

なお、本方針に先行して策定した「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」（平成27年3月策定）も個別施設計画として位置づけ、これを見直す際には、本方針との整合を図るものとする。

■大阪府ファシリティマネジメント基本方針と各施設類型、地方独立行政法人の関係図



（3）取組期間

取組期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とする。

公共施設等の管理状況について10年以上の長期を見通しつつ、特に建物の建替え需要が高まる当面の10年間を緊急取組期間と位置づけ、ファシリティマネジメント推進のための手法や体制を整備していく。

(4) 対象財産

対象とする財産は、本府が所有するすべての公共施設等であり、施設類型別の内訳は、大きくは、建物とインフラに区分される。

また、会計区分等により次の表のとおり一般会計、特別会計、企業会計及び地方独立行政法人に分類できる。

会計区分等	施設類型	
	類型	具体施設例
一般会計	建物	本部本庁舎など
		警察署
		交番・駐在所
		待機宿舎
	学校	高等学校、支援学校
	本庁舎	本館、別館、新別館、咲洲庁舎など
	その他	公の施設（国際会議場、砂川厚生福祉センター、高等職業技術専門校、花の文化園、中之島図書館など）
		行政機関等（広域防災拠点、府民センター、保健所など）
	インフラ	道路施設
		道路・橋梁・トンネルなど
		河川施設
		護岸・堤防など
		港湾施設
		岸壁・物揚場など
		公園施設
		公園・プール・遊具など
		治山施設
		治山ダム・落石防止よう壁など
特別会計	建物	自然公園施設
		自然公園・遊具など
	インフラ	埋立処分地
		護岸・管理施設など
	建物	農業施設
		農道・橋梁・ため池・農業公園など
		漁港施設
企業会計	建物	警察施設
		交通安全施設
	建物	府営住宅
		府営住宅
	建物	その他
		旧箕面整備事務所
会計	建物	港湾施設
		事務所など
会計	建物	公園施設
		公園・遊具など
会計	建物	下水施設
		下水管・汚水処理場・ポンプ場など
会計	建物	市場施設
		管理棟、冷蔵庫棟、駐車場など
地方独立行政法人		大学・病院・研究所

※平成30年度に特別会計から移行

注) 一般会計：府税を主な財源として学校、道路、河川等の建設をはじめ本府が行う事務事業の大部分を経理する中心的な会計。

特別会計：特定の事業を行う場合又は特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置。

企業会計：独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用を受けて設置する特別の会計。

地方独立行政法人：地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人。